

他県の状況及び国環境税の検討内容等

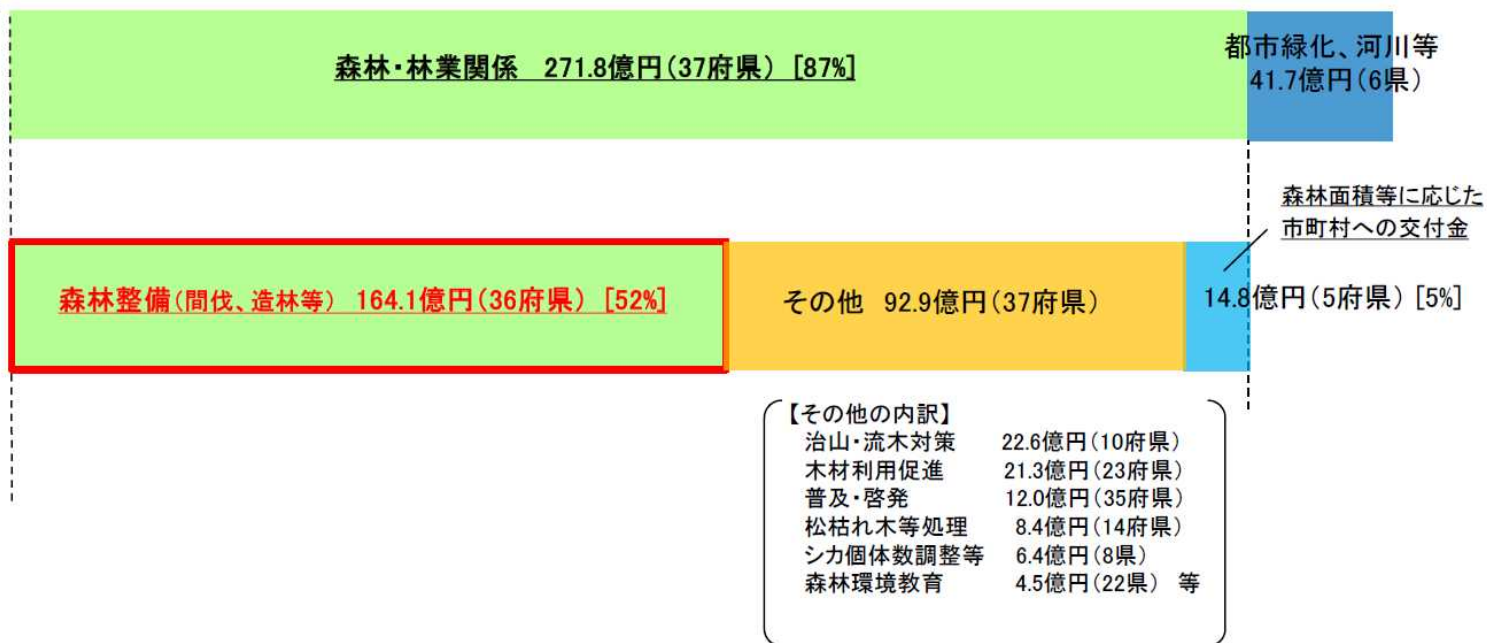
1. 府県の超過課税の状況（超過課税の用途等について）

○ 現在37府県が導入している超過課税（以下「府県の超過課税」という。）の用途については、約5割が間伐等の森林整備となっているが、各府県の独自の判断により、都市緑化等の森林・林業関係以外や、木材利用促進、普及・啓発などの森林整備以外へも幅広く活用されている状況。

H27決算見込み等 ※

313.5億円(37府県)
[100%]

※ 京都府、大阪府は
平成28年4月から導入のため、28年度の
予算ベースで計上



注) 事業を単位に分類・集計しており、複数の事業メニューを含む場合は主たるメニューで分類し金額を一括計上している。

資料: 第2回国検討会資料
(森林吸収源対策税制に関する検討会)

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の用途（間伐事業）

用途の内容		岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
国庫補助事業 (補助率の上乗せ等)				○	○	○					○	○	○	○				○						○	○	○			○	○			○		○	○		
地方単独事業	森林所有者等への補助 により実施するもの		○							○																			○	○								○
	地方団体が森林所有者 等と協定(※)を締結して 実施するもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	

(※)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容（協定の有効期間内における主伐の禁止等）等について定めるもの

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途（森林整備等以外）

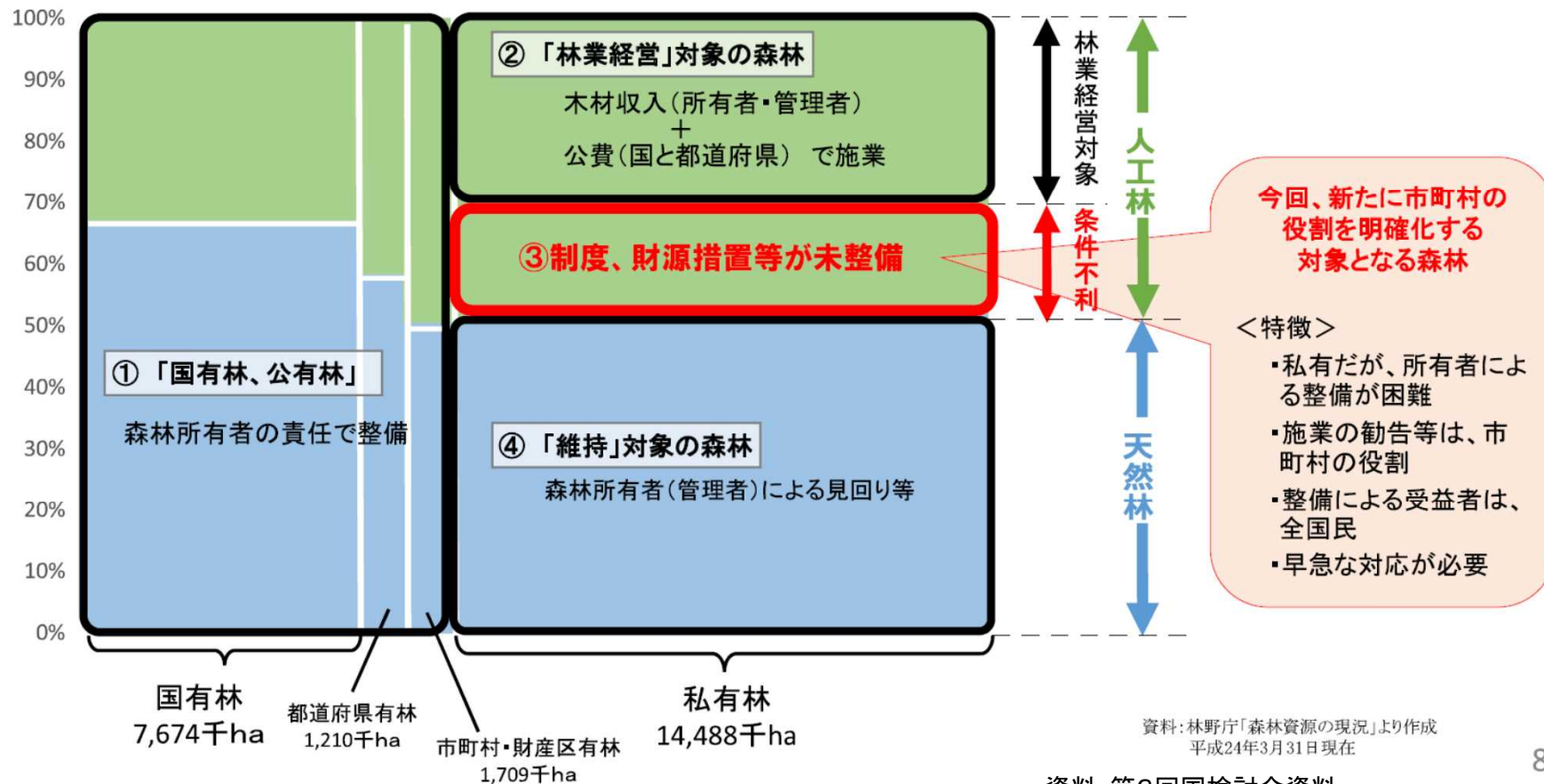
使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	
治山・流木対策																	○	○	○	○	○							○							○	○		
松枯れ木等処理		○	○		○	○				○										○				○		○	○		○						○		○	○
都市緑化、河川等		○				○			○					○		○					○																	
担い手育成・支援			○						○				○			○				○			○			○			○							○	○	
木材利用促進		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○						○	○		○	○			○	○		○	○	
森林環境教育	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○					○	○		○			○	○						○	○	○
普及・啓発(※1)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他(※2)		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○				○	○	○	○

(※1) ボランティア支援を含む。

(※2) 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

新たな仕組みの対象となる森林のイメージ

- 条件不利地においては、現在の制度のもとで森林所有者等による自発的な施業のみに期待するのは限界。
- 森林の有する公益的機能が引き続き発揮されるためには、新たに市町村の役割を明確化し、公的主体による関与を強化する必要。



森林整備・関連施策について

		37府県独自課税の用途 (※1)	本県の施策		
			経済的機能	公益的機能	
森林・林業関係	森林整備 (間伐・造林等)	国補助事業上乗せ	52.3% (37府県)	-	/
		府県単独	※国補助事業上乗せ(14県) 府県単独(32府県)	○(※5)	-
	治山・流木対策		7.2% (10府県)	/	○
	松枯れ木等処理		2.7% (14府県)	/	○
	担い手育成・支援(※2)		?% (11府県)	○	/
	木材利用促進		6.8% (23府県)	○	/
	森林環境教育		1.4% (22県)	○	
	普及・啓発(※3)		3.8% (35府県)	○	
	その他(※4)		12.4% (27府県)	-	-
都市緑化、河川等		13.3% (6県)	-	-	

※1 第2回国検討会資料ベース

※2 用途の割合は不明。「その他」12.4%に含まれる

※3 ボランティア支援を含む

※4 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況調査、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村交付金、シカ個体数調整等

※5 H29年度新規事業 国補助事業と一体で行う間伐を促進

本県における森林の状況（イメージ）

